

入札者各位

公益財団法人 横浜市建築保全公社

お知らせ

現場代理人の常駐義務の緩和措置の拡大について

横浜市建築保全公社(以下「公社」という)では、工事請負約款第11条2項ただし書きにおいて、現場代理人の常駐義務について公社が特に認める場合に限り現場代理人の他工事との兼任を一部認めるとしています。

このたび、現場代理人の兼任を認めるこれまでの要件を次のように変更しましたので、お知らせいたします。

1 現場代理人の兼任を認める要件

次の要件をすべて満たす場合においては、**工事場所の異なる3件の工事まで、現場代理人の兼任を認めます。**ただし、工事現場への出勤体制について制限を設けている工事、緊急性のある工事（応急修理工事など）は除きます。

(1) 公社が発注した工事

(2) 予定価格(契約済の場合は契約金額)が2,500万円未満の同工種工事の組み合わせで、契約金額が合わせて5,000万円未満までのもの。なお、複数の工事であっても、工事場所が同一の場合で、予定価格(契約済の場合は契約金額)の合計額が2,500万円未満の場合は、1件とみなすことができます。

2 手続きについて

(1) 契約後(着手時)に工事監督課に提出する現場代理人等の選定通知書に、他に兼任している工事がある場合には、兼任する他の工事件名を必ず記載してください。

なお、上記選定通知書の内容と現場での施工とに相違がないよう、工事監督課において、兼任する他の工事の工期や金額の変更状況等を踏まえ、適時確認を行っていきます。

(2) 請負業者が、兼任する工事件名を記載しない、または実際とは異なる工事件名を記載するなど、現場代理人等選定通知書の記載に虚偽が発覚した場合には、当該請負業者に対し工事成績評定への反映を行うとともに、契約解除等の必要措置を行う場合がありますのでご注意ください。

(3) このほか、現場代理人を兼任した場合において、その趣旨に反し、発注者及び公社工事監督員との連絡や現場管理等に支障がある場合は、別途現場代理人を選定していただくことがあります。

(4) 現場代理人の兼任が認められない工事(上記1「現場代理人の兼任を認める要件」本文のただし書き以下)等の場合は、施工条件として予め現場説明書に明記します。

3 運用開始

平成26年4月1日公告分の工事から適用します。

現場代理人
主任技術者 選定通知書
監理技術者

平成 年 月 日

公益財団法人横浜市建築保全公社理事長

請負人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

次のとおり現場代理人等を定めたので、公益財団法人横浜市建築保全公社工事請負契約約款第11条第1項の規定により通知します。

工 事 名	
現場代理人	氏 名
	技術者資格等 兼任工事の有無 (約款第11条第2項工事現場への常駐について、特に発注者が認めた場合) 無 有 (兼任工事名) 1 _____ 2 _____
主任技術者	氏 名
	資格要件(建設業法第7条第2号) イ. 3年又は5年以上実務経験を有する者で在学中に法令で定める学科を修めた者 ロ. 10年以上実務の経験を有する者 ハ. 大臣が同等以上の知識及び技術または技能を有すると認定した者(昭和47年建設省告示第352号) (資格内容) _____
監理技術者	監理技術者 指定建設業管理技術者証交付番号 _____

注:兼任工事の場合は、それぞれの工事の現場代理人選定通知書に兼任工事名を記入する。